

帯広市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第13号

帯広市職員定数条例の一部を改正する条例

帯広市職員定数条例（昭和27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「135人」を「142人」に改め、同項第4号中「3人」を「4人」に改め、同項第5号中「5人」を「6人」に改め、同項第7号ア中「139人」を「144人」に改め、同号イ中「70人」を「65人」に改め、同項第8号中「7人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。